

高萩・北茨城広域事務組合職員懲戒審査委員会規則

令和元年10月1日

規則第7号

(趣旨)

第1条 高萩・北茨城広域事務組合職員懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）に関しては、法令に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(審査事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づく分限及び懲戒に関する事項
- (2) その他管理者が特に必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。

- 2 委員長は、事務局長とし、その他の委員は職員のうちから管理者が任命する。
- 3 委員長は、委員会を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(招集及び会議)

第4条 委員会は、委員長が必要に応じ招集する。

- 2 委員長及び委員は、自己又は自己の親族に関する事件については、その議事に参与することはできない。
- 3 委員長は、関係職員を会議に出席させて説明又は意見を徴することができる。

第5条 委員会は、集合審査により行う。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(資料の提出)

第6条 委員長は、職員に懲戒等に当たる事故が発生したときは、当該職員及び関係者に対し、審査上参考となるべき資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、事務局環境総務課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。